

県営世界淡水魚園 公園施設長寿命化計画

2024年5月

岐阜土木事務所

1. 都市公園整備状況

(2024年4月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり公園面積
1箇所	面積 3.4ha	-

2. 計画期間 [2025年度～2034年度(10箇年)]

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1

②選定理由

計画対象公園は、「都市公園法第2条に基づく都市公園(公園又は緑地)」と「岐阜土木事務所が管理している、その他の公園・緑地」の中から設定する。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
77	48	39	13	—	2	12

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
1023	—	190	1404

②これまでの維持管理状況

一般的な施設については、日常の維持・保全(清掃・保守・修繕)を指定管理者による日常点検で実施している。巡視による点検を都度実施しており、公園内の全施設について、異常がないかの点検を行い、異常が発見された場合は、都度、対応を行っている。

また、遊具および各種施設(法による点検義務施設)については、法で定められた各頻度の定期点検を実施し、施設の劣化や損傷状況を把握している。

③選定理由

岐阜土木事務所の管理する老朽化が進む公園施設に対し、公園利用者の安全性確保及びライフサイクルコスト削減という観点から、適切な施設点検や維持補修等の予防保全的管理を実施することにより、既存ストックの長寿命化を図るとともに計画的な修繕や更新または改築を行うことを目的とした公園施設の長寿命化計画を策定するため、今後、計画的な維持・保全を行う予防保全型管理へ移行を目指す都市公園を選定した。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

点検調査は、2023年12月に実施した。

1. 一般施設、建築物

国交省の公園施設長寿命化計画策定指針に則り、健全度調査を実施した。

2. 各種設備、遊具

法令等で点検が必要な施設について、法令点検を実施した結果を参照した。

	健全度判定				備考
	A	B	C	D	
a.一般施設（18）	3	15	0	0	
b.遊具（2）	0	1	1	0	
c.土木構造物（1）	0	1	0	0	
d.建築物（12）	1	6	5	0	
e.各種設備（20）	5	14	1	0	

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5. で示した「健全度判定」から設定した「緊急度判定」に基づくこととした。

	健全度判定			備考
	高	中	低	
a.一般施設（18）	0	0	18	
b.遊具（2）	1	0	1	
c.土木構造物（1）	0	0	1	
d.建築物（12）	0	5	7	
e.各種設備（20）	0	1	19	

7. 対策内容と実施時期

①日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、指定管理者により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

公園施設の異常が発見された場合は、使用を中止し事故等を予防する。また、この時点で健全度調査を実施し、補修、もしくは更新を判定する。

a. 一般施設等、b. 土木構造物等、c. 建築物等

・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。また対象施設の健全度調査を実施し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

d. 遊具、e. その他設備等、f. 建築物（特殊建築物等）

・定期点検や法で定める法定点検を健全度調査として活用し、施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。

②公園施設の長寿命化のための基本方針

1. 予防保全型に類型する施設

- ・出来るだけ健全度がB時点で適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
- ・事後／予防保全の類型は、ライフサイクルコストの算定結果を踏まえて確定する。
- ・遊具、定期的な修繕・補修を行うことが前提である建築物・工作物については、ライフサイクルコストの算定結果に関わらず予防保全とする。

a. 一般施設、b. 土木構造物、c. 建築物

- ・毎年の定期点検を行う遊具や設備以外の公園施設については、5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。
- ・次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。

d. 遊具、e. その他設備等

- ・日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて利用禁止の措置を行う。
- ・定期点検の結果を健全度調査として活用し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

f. 建築物（特殊建築物等）

- ・100㎡を越える特殊建築物は法で定める3年に1回以上の定期点検を実施し健全度調査として活用する。

2. 事後保全型に類型する施設

- ・健全度調査を実施しないため、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。
- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の更新を行う。

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容、時期など

※別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による。

9. 対策費用

①概算費用合計（10年間）【②+③】	756,107 千円
②予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	226,853 千円
③事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	529,254 千円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	75,611 千円

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園における10年間でのライフサイクルコスト縮減額は33,650千円である。

11. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度（西暦）：〔2029年度〕

②見直し時期、見直しの考え方など

次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。
公園の利用状況を考慮しつつ、今後、廃止・集約化に向けた検討を実施する予定。